

(案)

令和4年 月 日

丸亀市長 松 永 恭 二 様

丸亀市下水道事業運営審議会
会長 角 道 弘 文

下水道事業の経営の安定化を図るための適正な下水道使用料について (答申)

丸亀市下水道事業運営審議会は、令和3年10月5日付け3都下第511号で諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、次のとおり意見を集約しましたので答申します。

(案)

はじめに

下水道は、公衆衛生の確保、生活環境の改善、浸水被害の防止などの役割を担う、市民生活の安全と都市機能を支える重要なライフラインです。

丸亀市の下水道事業は、昭和 51 年度供用開始の丸亀処理区と平成 8 年度供用開始の飯山処理区、平成 10 年度供用開始の綾歌処理区の 3 処理区で構成され、これまで、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、汚水管渠の新設による未普及対策を進めています。

また、特に丸亀処理区については、供用開始から 40 年以上が経過し、施設や管渠に老朽化の影響が見られることから、令和 2 年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、計画的な更新等に努めるとともに、現在建設中の新浄化センターの早期完成が必要です。

一方で、下水道事業の経営は独立採算制であり、その収入のほとんどを使用料収入や一般会計からの繰入金で賄っていますが、使用料収入は、処理区域内人口の減少などにより減少傾向にあるほか、施設の維持管理費や減価償却費などの経費が増加し、基準外を含む繰入金に依存した経営が続く見通しとなっています。

これらのことを踏まえ、使用料の改定などについて、慎重に調査、審議を行いました。その上で、下水道事業が市民生活や経済活動に与える影響等に十分配慮し、今回の答申に至りました。

その基本的な考え方は、次のとおりです。

1. 適正な下水道使用料について

(1) 使用料改定について

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、現在の経営状況などを総合的に判断すると、下水道使用料の改定はやむを得ないものとする。

(2) 使用料算定期間について

国から少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、使用料の改定の必要性に関する検証が求められていることを踏まえ、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で適当である。

なお、今後の使用料改定の必要性に関する検証についても、5 年ごとに行うことが適当である。

(案)

(3) 使用料改定率について

経費回収率 100%の水準を極力維持し、かつ、一般会計からの基準外繰入金を抑制するため、平均5%の引き上げが妥当である。

(4) 使用料改定の時期について

令和4年3月定例会市議会で議決を得た後、市民への周知期間等を考慮し、令和4年7月1日から使用料を改定することが妥当である。

2. 答申に至る経緯について

(1) 下水道事業の現状と見通しについて

① 基準外繰入金の必要性

資本的収支の不足分の大部分を占める企業債償還金を補填し、当年度純利益や補填財源余剰額、期末現金残高の全てがマイナスとならないよう、下水道事業経営を維持するためには、現在の使用料水準をある程度引き上げても、一般会計からの基準外繰入金が今後も継続して必要となる見通しである。

② 経費回収率の推移

浄化センターやポンプ場施設の運転管理の民間委託など経費削減に取り組んできたものの、令和4年度以降も、施設の維持管理費や新浄化センターの完成による減価償却費の増加などが見込まれている。

一方、処理区域内人口の減少や節水意識の向上等により、使用料収入は減少傾向にあり、今後も、経費回収率は100%を下回る状況が続く見通しである。

以上のことから、一般会計からの基準外繰入金がなければ、下水道事業経営を維持することが困難な状況となっている。

(2) 下水道使用料改定の妥当性の検証について

丸亀市の下水道事業は、必要な汚水処理費を下水道使用料のみでは賄えず、不足分は一般会計からの基準外を含む繰入金で補っている。

このため、持続可能な独立採算による健全経営の実現と、使用者負担の適正化・公平化を図らなければならないが、昨今の社会情勢や、下水道事業の高い公共性を考えると、安易な値上げは許容されないと考える。そこで、運

(案)

営審議会では、丸亀市下水道事業の経営の安定化を図るための経営努力がなされているかを勘案しつつ慎重に審議し、次のことを確認した。

① 経費削減に向けた取り組み

浄化センターやポンプ場施設の運転管理の民間委託により業務の効率化を図りつつ人員削減を行い、経費の削減に努めている。

また、飯山町3地区と綾歌町1地区の農業集落排水処理施設を流域公共下水道へ接続する広域的な事業に着手し、経営の合理化に取り組んでいる。

② 人口の減少や社会構造の変化による使用料収入の減少傾向

使用料収入の減少の要因が、処理区域内人口の減少や、市民の節水意識の向上、節水型機器の普及など節水型社会への転換による、社会構造の変化によるものであるため、現時点では、下水道事業として使用料の減少を防ぐ特段の対策を取ることは困難である。

③ 収入確保に向けた取り組み

下水道未接続家屋などへの訪問活動を行い、水洗化率の向上に努めていることから、丸亀市の水洗化率は、令和2年度末現在 96.3%と県内の他市と比べて高い水準で推移している。

また、新浄化センターの下水処理過程で発生する消化ガスを発電事業者へ売却し、収入を確保しつつ、環境にやさしいクリーンな再生可能エネルギーによる発電を推進している。

丸亀市では、平成19年度以降使用料の改定を行っておらず、県内の他市と比べて最も低い下水道使用料となっている。

以上のような状況を総合的に判断すると、下水道使用料を改定することは、やむを得ない。

(3) 使用料算定期間の検討について

使用料算定期間は、一般的に3年から5年程度に設定することが適当であるとされていること、国から今後少なくとも5年に1回の頻度で、使用料の改定の必要性に関する検証が求められていること、使用料は市民生活に密着した公共料金であり、予測の確実性を保持する必要があることから、令和4年度から令和8年度までの5年間が適当である。

(案)

なお、今後の使用料改定の必要性に関する検証についても、5年ごとに行うことが適当である。

(4) 使用料改定率の考え方について

改定率については、以下の点を考慮し算出すること。

- ① 利用者負担の適正化・公平化の実現に向け、まずは基準外繰入金を令和3年度予算額2億円の半分程度に抑制すること。
- ② 使用料改定の必要性について改めて検証することとなる令和8年度の経費回収率は100%を維持すること。
- ③ 市民生活に与える影響や地元経済を支える事業者への影響などを考慮し、過度な負担とならないよう十分に配慮すること。

以上の条件を満たすためには、平均改定率を5%とすることが妥当であるとの結論に至った。

(5) 改定時期の検討について

使用料改定の時期は、下水道事業の経営状況や一般会計の負担軽減から早い時期が望まれるため、令和4年3月定例会市議会で議決を得た後、市民への周知期間等を考慮し、令和4年7月1日から使用料を改定することが適当である。

3. 付帯意見

当審議会は、答申に加えて以下の項目について意見を付する。

(1) 市民への情報公開について

丸亀市下水道事業が、使用料を改定することになった経緯などについて、積極的な情報公開を行なうとともに、下水道経営の現状と今後の見通しについて分かりやすく説明するなど、下水道事業に対する市民の理解を得るよう努めること。

(案)

(2) 下水道施設の計画的かつ効率的な更新について

丸亀処理区は供用開始から 40 年以上が経過し、老朽化した管渠や設備が多いことから、令和 2 年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的な更新に努め、健全な下水道施設を維持していくこと。

(3) 下水道事業経営の効率化について

経営の効率化やコスト縮減に向けた取り組みを継続するとともに、下水道事業計画や経営戦略等については、社会情勢等を見極めながら、定期的に見直しを行い、最適な事業経営に心がけること。

また、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を早期に実現すること。

(4) 使用料体系について

使用料改定率は、平均を示したものであることから、使用料体系への反映に当っては、利用者の負担の公平性等に充分配慮すること。

(案)

丸亀市下水道事業運営審議会 委員名簿

(令和3年10月1日～令和5年9月30日)

会 長	角道 弘文
副会長	高橋 真貴子
委 員	天野 裕子
委 員	井上 美智子
委 員	小幡 肇昭
委 員	丸尾 良一
委 員	村尾 忠弘
委 員	横田 恵美

(五十音順 敬称略)

(案)

審 議 経 過

区 分	開 催 日・場 所	審 議 事 項
第 1 回	令和 3 年 10 月 5 日 (火) 丸亀市役所 2 階 201 会議室	<ul style="list-style-type: none">・ 諮問「下水道事業の経営について」・ 丸亀市下水道事業の概要について・ 丸亀市下水道事業経営戦略について・ 施設見学 (浄化センター)
第 2 回	令和 3 年 11 月 24 日 (水) 丸亀市役所 4 階災害対策本部会議室	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道使用料の改定案について
第 3 回	令和 3 年 12 月 21 日 (火) 丸亀市役所 4 階災害対策本部会議室	<ul style="list-style-type: none">・ 下水道使用料の改定率及び改定時期 について
第 4 回	令和 4 年 1 月 26 日 (水) 丸亀市役所 4 階災害対策本部会議室	<ul style="list-style-type: none">・ 丸亀市下水道事業運営審議会答申 (案) について